

●香川県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年5月7日

香川県監査委員 木下典幸  
同 大西均  
同 五所野尾恭一  
同 都築信行

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 令和2年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	ア 契約について 前年度指導したにもかかわらず、非常用自家発電設備点検業務について、9月に実施した点検に係る作業報告書が提出されていなかった。（機動隊）	ア 契約について 直ちに不足の作業報告書を委託業者から提出させ、契約の内容どおりに履行されていることを再確認した。 今後、成果報告書の内容の確認に基づく適正な検査の実施を始め、事務処理を適切に行うよう関係職員に改めて周知するとともに、会計課職員を含めた複数の職員による確認を徹底する。